

鳥取県の最低工賃

鳥取労働局

この最低工賃は、鳥取県内で行う家内労働に適用され、委託者は最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃 【平成27年5月21日発効】

(1) 男子既製洋服のまよめの業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程に応じ、右欄に掲げる金額。
ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	金額
背広上衣	そで付け裏まつり	1枚につき 115円
	そで口裏まつり	1枚(28センチメートル×2)につき 58円
	見返しミミメトリ星入れ	75センチメートルにつき 51円
	パンツまつり	1か所(6センチメートル)につき 11円
	背すそまつり	1枚につき 36円
	そであきまつり	1枚につき 15円
	えり折り返し裏まつり	1枚につき 15円
	背裏鎮止め	1か所につき 15円
	肩裏まつり	1枚につき 36円
	そで裏星入れ	1枚につき 29円
	パンツ止め	1か所につき 4円
	カード付け	カード1枚につき 8円
	糸くず取り	1枚につき 58円
	ズボン	小また千鳥掛け
ボタン付け		1個につき 8円
腰裏後端まつり		1本につき 8円
糸くず取り		1本につき 22円

男子既製洋服については、背広上衣の「見返し奥星入れ」、「小ボタンのボタン付け」、「前裏すそまつり」、「背わきまつり」及び「ネーム付け」の5工程が廃止、残り18工程の金額が平成27年5月21日に改正されました。

(2) 婦人既製洋服のまよめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。
ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額	
ワンピース	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 10円	
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 15円	
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18円	
	かざりホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 20円	
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 7円	
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル(ヘア通しループを除く)	1か所につき 10円	
	ブリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 5円	
	肩パット付け	部分止め	1組につき 25円	
	カフス付け	カフスカパ-まつり、かんぬき止め	1枚につき 33円	
	糸くず取り		1枚につき 15円	
	スカート	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 10円
		すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 15円
		スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18円
		かざりホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 21円
ボタン付け		18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 7円	
鎖系ループ付け		糸ループの長さ5センチメートル(ヘア通しループを除く)	1か所につき 7円	
ブリーツしつけ		×印しつけ止め	1か所につき 5円	
糸くず取り			1枚につき 15円	
ブラウス		千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 10円
		ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 7円
		糸くず取り		1枚につき 14円

婦人既製洋服については、ワンピースの「すそまつり」、「ブリーツしつけ」及び「カフス付け」、スカートの「すそまつり」及び「ブリーツしつけ」、ブラウスの「ボタン付け」の6工程の金額が平成27年5月21日に改正されました。

鳥取県和服裁縫業最低工賃 【令和6年8月30日発効】

仕立ての業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(帯にあっては1本)につき、右欄に掲げる金額。

品目	生地	規格	金額
		仕立て方	
振りそで	絹	あわせ	26,400円
留めそで	絹	あわせ(比翼・グシ付き)	29,800円
訪問着	絹	あわせ	21,500円
付け下げ	絹	あわせ	18,400円
長着	絹	あわせ	16,500円
	ウ-ル	ひとえ	9,900円
羽織	絹	あわせ	11,900円
7分コート又は兩コート	絹	あわせ又はひとえ	15,100円
長じゆばん	絹	無双ひとえ	9,400円
	合成繊維	無双ひとえ	8,100円
名古屋帯	絹	8寸まつり	4,300円
		9寸しん入り	5,300円
袋帯	絹	しん入り	5,000円
ゆかた	綿	ひとえ	9,000円

和服裁縫業については、全品目の金額が令和6年8月30日に改正されました。

- * 最低工賃に達しない工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払の定めをしたものとみなされます。
- * 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託業務内容、工賃の単価、納品の時期、工賃支払期日、受領した物品の数量、支払った工賃総額などをその都度記入しなければなりません。
- * 工賃は、現金で全額を1か月以内に支払わなければなりません。